

## スイス・リヒテンシュタイン現地調査報告

出張期間：平成 28 年 2 月 29 日（月）～ 3 月 4 日（金）

出張者：厚生労働省 2 名

訪問先：（スイス）Solothurn 州 1 施設、St. Gallen 州 1 施設  
（リヒテンシュタイン）Schaan 1 施設

### 1 調査の目的

食品健康影響評価を踏まえ、その範囲内で輸入を解禁するため、スイス及びリヒテンシュタインと協議を行った対日輸出プログラムの実施可能性について、現地調査を行った。本調査では、スイス及びリヒテンシュタインでとさつ、解体及び加工される 30 か月齢以下の牛由来の肉及び内臓について、月齢、出生国及び飼養国、SRM の除去並びに分別に係る管理方法について確認を行った。なお、リヒテンシュタインは関税条約によりスイスの 1 州と同等と見なされており、スイスの法規制が適用されている。

### 2 調査結果

#### （1）月齢、出生国及び飼養国の確認

スイスでは、個体識別番号を用いて 1 頭毎に個体管理している。この番号は耳標に記載されており、この番号により、各個体の生年月日、出生国、飼養国、牛の種類、農場名などの情報をデータベース（Animal Movement Database: AMD）から調べることができるシステムが構築されている。

このシステムを用いて、受入時には耳標の個体識別番号を入力することにより、月齢、出生国、飼養国を確認が可能であり、と畜した後には、と畜した旨を登録する。

#### （2）SRM の除去

扁桃及び腸の適切な除去が行われていた。また、一頭毎の器具の洗浄により、適切な方法で交差汚染の防止が図られていた。

#### （3）分別管理

と畜後に発行されたラベルに生年月日、出生国、飼養国等の情報またはこれらに紐付け可能な情報が記載される。

##### ア と畜場における、月齢、出生国、飼養国の分別管理

日本輸向向けの処理を行う場合は、生体の受け入れ段階で対日輸出条件にあった月齢範囲、出生国及び飼養国のロットを構成し、と畜処理をする等の方法により、対日輸出が可能な国で生まれ育った、30 か月齢以下の牛とそれ以外の牛とを分別管理する。

##### イ 部分肉処理における、月齢、出生国、飼養国の分別管理

対日輸出を行う際には、日本向けに輸出できるロットの枝肉かラベルをスキ

ヤンすることにより確認し、前後にギャップを設けた上で部分肉処理を実施することで、その他の牛を区分する。

#### (4) リヒテンシュタイン

リヒテンシュタイン国内にはと畜場が1施設あるが、規模が小さく、当該施設からの輸出希望がないとのことから、対日輸出を希望している加工施設を調査した。

原料受け入れ時には、添付書類にて原産国や月齢等の情報を確認・入力し、当該原料肉の情報が入った日本輸出向け専用のラベルを用いることにより、対日輸出条件を満たした原材料とそれ以外の原材料とを区別する。

なお、リヒテンシュタインは関税条約によりスイスの1州と同等と見なされており、スイスの法規制が適用されている。そのため、リヒテンシュタインでとさつ、解体及び加工される牛由来の肉及び内臓における月齢、出生国及び飼養国、SRMの除去並びに分別に係る管理は、スイスと同じ方法で実施されている。

### 3 総括

スイスより対日輸出を希望する施設は、トレーサビリティシステムにより識別番号での分別管理が可能であり、枝肉には、出生国、飼養国等の情報またはそれらとの紐付けが可能なコードが記載されたラベルが添付され、容易に管理できる。

内臓肉については、ロット管理を行うことで、対日輸出向けの分別管理を行うことが可能である。

リヒテンシュタインより対日輸出を希望する施設は、トレーサビリティシステムにより品番（番号化した商品名）での分別管理が可能であり、ラベルには対日輸出が可能であることを示す「JAP」等の文字が記載されたラベルが添付され、容易に目視確認できる。また、関税条約によりスイスの法規制が適用されるため、スイスと同じ管理を行うことが可能である。

調査結果から、対日輸出条件に適合した牛肉及び内臓の輸出が可能な状況であることが確認できた。